

野田市農業委員会総会会議録（第9回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和2年8月7日午後2時、野田市農業委員会総会を野田市役5階511.512会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番 石山幹雄	3番 藤井愛子
4番 川辺茂	5番 筑井正
6番 古谷文夫	7番 齊藤和夫
8番 石塚正夫	9番 染谷美佐夫
10番 針ヶ谷久翁	11番 青木進
12番 宇佐見稔久	13番 吉岡清美

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第5号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第6号 農用地利用集積計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知について

報告第6号 農地の現況に関する照会について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
農地農政係長	間中 浩司
主事	高梨 将克

議長 ただいまから令和2年第9回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、2番、石山高弘委員、病気のため欠席でございます。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

3番 藤井 愛子 委員

4番 川辺 茂 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第6号までとなっております。

また、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

議事に入る前に秘密保持義務について、改めまして、皆さんと確認したいと思います。

農業委員及び農地利用最適化推進委員には、近年、個人情報保護の必要性が高まっていることや、農地現況調査、総会等による農地台帳の多量の個人情報を扱うことになることを踏まえ、農業委員会等に関する法律第14条及び24条に「秘密保持義務を課する」と規定されています。

保持すべき秘密の対象としては、農地台帳の農地所有者及び賃借人等の住所、賃借等の額その他職務上知り得た秘密が該当すると解されています。

その他職務上知り得た秘密とは、例えば議案資料や現場活動等を通じて知り得た、当該農業者の家族構成、経営実態、資産状況等です。

農業委員及び推進委員は、その職にいる間はもちろん、その職を退いた後も、秘密保持義務を負い、同法第57条、これらに違反した場合には、違反者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

また、農業委員会手帳にも記載されていますので、確認していただきたいと思います。

私も含めまして法令遵守しなければいけないと考えていますので、よろしくお願いします。

それでは議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で5176平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、人手不足のため、譲受人は、耕作地の拡大のためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年7月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

藤井班長 今月は1班が担当で、8月4日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番から5番、議案第2号申請番号1番、議案第4号申請番号1番から11番については齊藤委員、議案第4号申請番号12番から33番については川辺委員がご報告します。

また、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、事前に千葉県職員と事務局職員で現地調査を行っており、申請書を審査したところ、申請内容に問題がなかったため、現地調査は不要としました。

それでは、議案第1号申請番号1番について齊藤委員から報告をお願いします。

齊藤委員 議案第1号申請番号1番について報告します。

申請地は、大殿井字手師子の畑2筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番、3番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号2番、3番についてご説明いたします。

申請地は、田2筆で835平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年7月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第1号申請番号2番、3番について報告します。

申請地は、吉春字向原の田2筆で保全管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で429平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の効率化を図るためと遠方のため、譲受人は、自己所有地の隣接地であり、耕作がしやすいためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年7月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第1号申請番号4番について報告します。

申請地は、船形字石塚の畑1筆で肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号5番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で519平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、譲受人の要望に応えるため、譲受人は、自宅から近く耕作しやすいためとなっております。

農地法第3条第2項第5号の下限面積要件についてですが、経営面積は4082平方メートル、申請地は519平方メートルのため、合計面積は4601平方メートルとなり、下限面積である5000平方メートルを満たしていませんが、柏市の農地を取得するため、柏市農業委員会に農地法第3条の規定による許可申請を提出し、7月20日に受付されています。

取得予定の柏市の農地を含めた合計面積は6662平方メートルとなり、下限面積要件を満たしています。

柏市農業委員会での審査状況ですが、許可見込みとのことで、本日総会に上程されています。

なお、農地法第3条第2項第1号から4号、第6号、第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年7月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第1号申請番号5番について報告します。

申請地は、瀬戸字儘ヶ崎の畑1筆で雑草が生えていました。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑3筆で904平方メートルとなっております。

転用の目的は、太陽光発電施設用地です。

令和2年7月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第2号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、埋立ては行わず、整地のみで太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力及び信用についてですが、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可処分取消願について」を議題とします。

なお、本案は議案第4号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号5番、6番の案件と関連があるため、一括して審議します。

一括して事務局の説明を求めます。

事務局 まず、議案第4号申請番号5番、6番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください

申請地は、畑4筆で2072平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

令和2年7月22日に受付をしております。

本案の譲受人は令和元年6月24日付けで所有権移転による農業用資材置場用地として農地法第5条の許可を受けています。

審査事項に申請目的実現の確実性という項目があり、許可後の工事完了報告書が提出されてい

なかったため、状況を確認したところ、譲渡人より契約を白紙に戻してくださいとの要望があったということで、3ページの議案第3号申請番号1番のとおり取消願が提出されています。

土地の登記簿謄本を確認したところ、所有権移転登記はしていません。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第4号申請番号5番、6番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、現況地盤のまま、砕石敷きにて資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲に柵を設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

また、議案第3号申請番号1番の許可済み地については、現地を確認したところ、農地の状態でした。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号申請番号1番及び議案第4号申請番号5番、6番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。
次に移ります。

議長 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の1番から4番、7番から33番を議題とします。

申請番号1番、2番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号1番、2番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、田2筆で835平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和2年7月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第4号申請番号1番、2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っていました。

計画内容は、埋立て等は行わず、転圧により整地し、碎石敷きにて太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番、2番の説明をする前に、申請番号1番から4番、5ページの申請番号7番から12ページの申請番号33番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番、2番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、融資会社からの回答書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で218平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和2年7月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第4号申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っていました。

計画内容は、埋立て等を行わず、転圧により整地し、碎石敷きにて太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で601平方メートルとなっております。
転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。
令和2年7月22日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第4号申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。
申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。
当該地の現況は、雑草が生い茂っていました。
計画内容は、埋立て等は行わず、転圧により整地し、碎石敷きにて太陽光パネルを設置する計画となっております。
給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。
周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。
事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。
以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資会社からの回答書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。
また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。
以上です。

議長 申請番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号7番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。
申請地は、畑1筆で1287平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。
令和2年7月21日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第4号申請番号7番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中及び肥培管理された農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、整地し、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書及び借用証書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号8番、9番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号8番、9番についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で1782平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

令和2年7月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第4号申請番号8番、9番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、埋立ては行わず、転圧し、碎石敷きにて車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンス設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金通帳の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号10番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号10番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で254平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による専用住宅用地です。

令和2年7月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第4号申請番号10番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、土砂等の搬入出はなく、整地のみで専用住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は水道本管より引き込み、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は合併浄化槽を設置し、前面道路の側溝へ放流する計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、周囲の一部にブロック塀を設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書及び金融機関発行のお申込み手続きのご案内が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 11 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 11 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 495 平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による駐車場用地です。

令和 2 年 7 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第 4 号申請番号 11 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、砂利敷きにて駐車場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、木柵で囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 12 番から 21 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 12 番から 21 番についてご説明いたします。

7 ページから 9 ページをご覧ください。

申請地は、畑 15 筆で 7177.84 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転及び賃借権設定による太陽光発電施設用地及び進入路用地です。

令和 2 年 7 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 議案第 4 号申請番号 12 番から 21 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、防草シート、砕石を敷き、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、土手を設け、土砂の流出を防止し、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 22 番から 27 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 22 番から 27 番についてご説明いたします。

9 ページから 11 ページをご覧ください。

申請地は、畑 9 筆で 3104 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転及び賃借権設定による太陽光発電施設用地及び進入路用地です。

令和 2 年 7 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 議案第 4 号申請番号 22 番から 27 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えていました。

計画内容は、防草シート、砕石を敷き、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、既存の土手を残し、土砂の流出を防止し、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 28 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 28 番についてご説明いたします。

11 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 737 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

令和 2 年 7 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 議案第 4 号申請番号 28 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長した中にある農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えていました。

計画内容は、埋立て等は行わず、整地し、砕石敷きにて資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 29 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 29 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 829 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。
令和2年7月22日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 議案第4号申請番号29番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、切土・盛土等を行わず、防草シート、碎石を敷き、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号30番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号30番についてご説明いたします。

12ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で813平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和2年7月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 議案第4号申請番号30番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えていました。

計画内容は、切土・盛土等は行わず、防草シート、砕石を敷き、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号31番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号31番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で2806平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和2年7月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 議案第4号申請番号31番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、防草シート、砕石を敷き、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、土手を設け、土砂の流出を防止し、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 32 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 32 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 331 平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による専用住宅用地です。

令和 2 年 7 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 議案第 4 号申請番号 32 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、専用住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は市水道を引き込み、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は合併浄化槽で処理し、浸透槽により地下浸透させる計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防止する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と

判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、金融機関発行の住宅ローン事前審査結果のお知らせが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 33 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 33 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 1861 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

令和 2 年 7 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 議案第 4 号申請番号 33 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の中にある農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えていました。

計画内容は、切土・盛土は行わず、現況高に碎石敷きにて整地し、資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をブロック塀で囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

筑井委員 申請番号 10 番と 32 番に共通します。

これは、分家住宅という認識で、よろしいでしょうか。

前にもこういう申請あったと思いますが、できれば備考欄に分家住宅と記載していただきたい。

通常、我々の認識では、第 2 種農地で専用住宅は建たないという、議案書を見れば、多分同じ家なんで分家住宅というふうに想定はできるんですけども、差し支えなければ、備考欄に分家住宅というふうに記入してくれればありがたいんですけども。

議長 事務局へ次回からそのようにするよう、お願いします。

知久委員 申請番号 12 番から 21 番ですが進入路が狭いと思いますが、工事は大丈夫ですか。

事務局 進入路は、県道から入りますが、その県道からの入口部分が狭いので、車輛が入れるように、賃借権設定で進入路用地として施工します。

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 4 号の申請番号 1 番から 4 番、7 番から 33 番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 5 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 5 号申請番号 1 番についてご説明いたします。

13 ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和 25 年 4 月 1 日から宅地として利用し、現在に至っております。

平成 10 年 11 月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和 2 年 7 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 5 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 6 号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 6 号申請番号 1 番から 3 番についてご説明いたします。

15 ページをご覧ください。

野田市長より令和 2 年 7 月 22 日付けで、令和 2 年度第 4 次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、7 ヶ月の賃借権設定が畑 3 筆で 1662 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 6 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

議長 「報告第1号から第6号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告事項の1ページから5ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、6件受理しております。

次に6ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、4件受理しております。

次に7ページから10ページをご覧ください。

報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、11件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、受理しております。

次に11ページから19ページをご覧ください。

報告第4号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告書は、4件報告がありました。

次に20ページをご覧ください。

報告第5号、農地使用貸借契約の解約通知は、1件提出がありました。

次に21ページをご覧ください。

報告第6号、農地の現況に関する照会については、執行官からの照会が1件ありました。

以上です。

議長 報告第6号の執行官照会については、昭和58年7月1日付け最高裁判所事務総局民事事務局局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員3名以上と事務局職員で調査にあたることとなっておりますが、届出済み地のため、事務局で現地調査を行い、非農地であることを確認し、千葉地方裁判所松戸支部に記載のとおり回答いたしました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

続きまして、運営員会の報告をですが、最初に私から、報告があります。

運営委員会の委員を追加したことを報告いたします。

農業委員会は農業委員と農地利用最適化推進委員で組織されており、連携を図りながら業務を

行っていきたいと考え、「野田市農業委員会運営委員会設置規程」第3条第1項第3号委員の他に第4号の事案ごとに委員会の委員のうち委員会の会長が必要と認める者の規定により、地域バランスを考慮し各担当区域から推進委員1人ずつと、広報担当を取材が広範囲のため1人増により4人の委員を必要と認めて指名し追加します。

指名した委員は、筑井農業委員、瀬能推進委員、渡野邊推進委員、後藤推進委員です。

また、指名されました推進委員につきましては、地域のリーダーとなっただいておられますので、よろしくお願ひします。

続いて、運営委員会の報告を齊藤運営委員会議長よりお願ひします。

齊藤運営委員会議長 運営委員会の報告をします。

運営委員会委員の所掌別担当委員については、別紙のとおりです。

続きまして、別紙でお配りしてあります3枚綴りをご覧ください。

「農地利用最適化推進委員及び農業委員の担当区域について」ですが、農業委員会等に関する法律第17条に、「推進委員を委嘱しようとするときは、各推進委員が担当する区域を定めなければならない。」と規定されており、第1区域に4人、第2区域に5人、第3区域に5人、計14人の推進委員が委嘱されたところでありますが、14人の推進委員に地域に密着した形で現場活動を行ってもらうため、14の担当区域に更に細分化し、担当委員の割り振りを行ったものです。

更に、農業委員会が、農地利用の最適化の推進に取り組んでいく上で、農業委員と農地利用最適化推進委員が密接に連携し、業務に取り組んでもらう必要があることから、推進委員の担当区域に農業委員の割り振りをさせていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

次に、「令和2年度農地パトロールの実施について」ですが、「農地パトロール」は、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用発生防止・早期発見について重点的に取り組むことを目的とし、毎年1回、8月下旬に、農業委員会が管内全ての農地の利用状況について調査を行っています。

8月31日、9月1日に農地パトロールを実施することとしました。

農地利用最適化推進委員の方々に事前調査をお願いしています。

調査日当日は、推進委員、農業委員、事務局職員合同で現地確認を実施しますので、ご出席いただきますようお願いいたします。

農地パトロールの概要は、合同会議で事務局から説明がありますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、農業委員会だより第33号の編集につきましては、表紙に二川地区でさつま芋、ハスなどの農業経営をしています「本木茂隆さん」を取材したいと考えています。

その他は、新しい農業委員、推進委員の紹介と担当区域表、市長へ農家意向調査結果報告書の提出をした記事などを載せたいと思います。

また、農業委員と推進委員の合同会議につきましては、奇数月の総会終了後に会議を開催することでしたが、その他にも必要に応じて臨時に会議を開催することもあります。

目的は、農業委員と推進委員の連絡調整と情報共有が必要であり、研修会や意見交換など、両委員の交流の場を設け、緊密な連携の下、新規就農者の促進や農地等の利用の最適化の推進等に

向けた活動に取り組みたいと思います。

以上で報告を終わります。

議長 ただいま運営委員会の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後 3 時 32 分)